



# 健康・福祉

## 予防接種

八重瀬町保健センター ☎998-1149

接種場所: 八重瀬町指定医療機関(要予約)

種類	通知対象者	接種間隔・期間等
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2ヶ月～5歳未満	1～4回接種 ※接種開始年齢によって接種回数が異なります。
小児用肺炎球菌	生後2ヶ月～5歳未満	1～4回接種 ※接種開始年齢によって接種回数が異なります。
B型肝炎	生後2ヶ月～1歳未満 ※母子感染予防のために、B型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外。(同居者キャリア除外)	3回接種 ※初回接種から27日以上あけて2回目を接種、3回目は1回目接種から139日以上あけて接種。
四種混合 D(ジフテリア)、P(百日咳)、T(破傷風)、IPV(不活化ポリオ)	I期 初回	生後3ヶ月～7歳6ヶ月未満 ※DPT・ポリオ両方に同じ回数分受け残しがあった場合、四種混合が優先されます。
	I期 追加	3回接種(20～56日の間隔で受ける) 1回接種(I期初回終了後1年空ける)
不活化ポリオ	I期 初回	生後3ヶ月～7歳6ヶ月未満 ※四種混合で接種している方は対象外です。 ※ポリオのみ受け残しがある場合は不活化ポリオの対象となります。
	I期 追加	3回接種(20～56日の間隔で受ける) 1回接種(I期初回終了後1年空ける)
BCG(結核)	生後5ヶ月～1歳未満	1回接種
MR (麻しん・風しん)	I期	1歳～2歳未満
	II期	小学校就学年度の1年前から当該年度に達する前日までが対象(5～7歳程度)
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満 ※既に水痘にかかった方は対象外。	2回接種(3か月の間隔をあける) ※標準間隔は6か月～12か月
日本脳炎	I期 初回	3歳～7歳6ヶ月未満(標準3歳)
	I期 追加	3回接種(6日～28日の間隔をあける)
	II期	3歳～7歳6ヶ月未満(標準4歳)
DT (ジフテリア・破傷風)	II期	9歳～13歳未満(標準9歳)
		1回接種
子宮頸がん予防ワクチン (ヒトパピローマウイルスワクチン)	年度中に13歳～16歳になる女性 (中学1年～高校1年程度)	1回接種 ※「積極的な接種勧奨の差し控え」のため通知をしておりません。接種を希望する方は保健センターへご連絡ください。

健康  
・  
福  
祉





高齢者インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上の方(年度末時点)</li> <li>●60~64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルス等の疾患で身体障害手帳1級相当を保持している方</li> </ul>	1回接種 10月1日~翌年2月28日まで 料金:1,000円 (生保受給者等は無料)
高齢者肺炎球菌(定期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2019~2023年度の間で、各年度に65歳から5歳刻みの年齢になる方が対象。(※2019年度のみ100歳以上も対象)</li> <li>●60~64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルス等の疾患で身体障害手帳1級相当を保持している方</li> </ul>	1回接種 4月1日~翌年3月31日まで 料金:3,000円 (生保受給者等は無料)
高齢者肺炎球菌(定期外)	<p>該当年度時に高齢者肺炎球菌の定期対象外の70歳以上の方に対して一部費用の助成を行います。</p> <p>※平成30年度以前に町補助で肺炎球菌を受けたことがなく、全額自己負担で接種してから5年以上経過している方が対象です。</p>	<p>※これまでに肺炎球菌ワクチンを町補助で受けたことがある方は対象外です。</p> <p>※定期外の方への一部費用助成については2019年度~2023年度の期間で実施します。</p>

※定期予防接種は無料で接種できます(高齢者予防接種を除く)。対象年齢を過ぎると、全額自己負担になります。  
 ※日本脳炎の特例措置について

- 平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日前日までの間、I期末接種分を無料で接種できます。
- 平成19年4月2日~平成21年10月1日生まれの方は、7歳6か月までにI期初回の接種を完了しなかった場合でも、9歳~13歳の誕生日前日までの間、I期末接種分を無料で接種できます。

※予診票を紛失した方は、再発行いたしますので保健センターへご連絡ください。

## 健康づくり

### 一般健康診査・特定健康診査・長寿健康診査

生活習慣病と呼ばれる病気は、はじめは自覚症状がないことが多い、気付かないうちに病気が進行することがあります。早期発見・早期治療のためにも、1年に1度は、特定健診を受けて、ご自身の健康状態を把握し生活習慣を見直しましょう。

- 一般健康診査対象者:20歳~39歳の方
- 特定健康診査対象者:国民健康保険加入者の40歳~74歳の方
- 長寿健康診査対象者:後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方
- 生活保護受給者

検査内容:診察・身体計測・血圧・血液検査・尿検査  
受診方法:

- ①個別健診:医療機関に予約し、受診券を持参して、受診してください。
  - ②集団健診:町の集団健診日に公民館や保健センターで受診券を持参し、受診することができます。
- 費用:無料

### がん検診

八重瀬町では各種がんの早期発見を行うためにがん検診を実施します。

対象:40歳以上の町民で職場・学校等で受診機会のない方(国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者等)

▶胃がん検診:バリウムを飲んで胃のレントゲンを撮り、胃がんや胃かいよう等の病気を見つける検査です。

▶肺がん検診:胸のレントゲンを撮り、結核・肺がん等の肺の病気を見つける検査です。

健康保険課 ☎998-2210

▶喀痰検査:検診日に容器を受け取り痰を3日間採取してその痰から、がん細胞の有無をしらべます。

▶大腸がん検診:検診日に容器を受け取り便を2日間採取して、潜血反応を検査することで大腸の異常をみつける検査です。

婦人がん検診

▶子宮がん検診:子宮の入口部分のガンが発生やすい部分の細胞を綿棒でとって調べます。(20歳以上の女性の方が対象です)

▶乳がん検診:マンモグラフィー検査を行います。(40歳以上の女性の方が対象です)

### 健康相談

健康診査受診者及び希望者へ、個別で、保健師・栄養士が健康相談を行います。

### 健康教育

生活習慣病の予防及び健康に関することについて、学習会・広報及びチラシ等の配布により、知識の普及を行い、町民の健康増進を目指しています。

保健センターでは住民による健康サークル活動等、運動教室を開催しています。

### 訪問指導

健診受診者及び希望者等へ、保健師・栄養士が訪問し、保健指導を行います。



## 介護保険

社会福祉課 ☎998-9598

### 介護保険制度

介護保険は、介護を必要とする高齢者にかかる負担(費用、家族介助、介護施設利用料等)を社会全体で支援するための保険制度です。

### 加入者と保険料

#### ▶ 65歳以上の方(第1号被保険者)

介護が必要と認定された方はサービスを利用できます。

保険料:保険料額は本人の所得や世帯員の課税状況に応じて設定されます。

年金の支給額が年額18万円以上の方は年金からの天引き、18万円未満の方は納付書または口座振替を利用して納めます。

#### ▶ 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

医療保険に加入している方が16の特定疾病により介護が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

保険料:保険料額は加入している医療保険によって決め方、納め方が異なります。

詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

### 保険料を納めるのが困難なとき

#### ▶ 分割納付

納付書による納付の場合に限り、介護保険料を分割して納付することができます。

納付相談は社会福祉課窓口、沖縄県介護保険広域連合会計課、保険料徴収員で行なっています。

#### ▶ 減免制度

災害や、生活保護基準に該当するなど、諸事情により保険料の納付が困難なときは、介護保険料の減免制度を利用することができます。

詳しくは、社会福祉課窓口までご相談ください。

### サービスを利用するまでの流れ

①申請	本人または家族などが社会福祉課窓口で、「要介護認定」の申請をします。 必要なもの: ①介護保険証②主治医の名前と病院名、住所が確認できるもの
②訪問調査	調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や介助の程度など、普段の様子を本人や家族にお聞きしたり確認したりします。
③審査・認定	訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が要介護度を判定します。
④認定結果の通知	原則として申請から30日以内に、認定結果が記載された介護保険証が郵送されます。

⑤利用するサービスの選択	要介護状態区分に合わせたサービスを利用できます。	
	要介護 1~5	在宅生活を支援するために介護サービスを利用できます。
	要支援 1~2	身体機能の維持・改善のために介護予防サービスを利用できます。
自立 (非該当)		介護保険のサービスは利用できませんが、八重瀬町が実施する地域支援事業に参加できます。
⑥ケアプランの作成	本人や家族の意見をふまえてケアプランを作成します。	
	要介護 1~5	居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。
	要支援 1~2	地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼します。
⑦サービスの利用	本人または家族がサービス事業者と契約し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。	

### サービスの種類

訪問系サービス	●ホームヘルプ ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導
通所系サービス	●デイサービス ●デイケア
短期入所系サービス	●ショートステイ ●医療型ショートステイ
居住系サービス	●特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	●認知症対応型共同生活介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型通所介護
住環境の改善	●福祉用具貸与 ●福祉用具購入 ●住宅改修費の支給

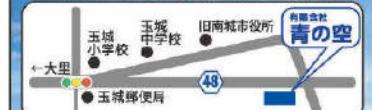
健康・福祉

ケアプラン 青の空(居宅介護支援事業所)  
デイサービス 隅だまりの丘(通所介護事業所)  
とうやまの家(住宅型有料老人ホーム)

**有限会社青の空**

だれもが輝いて暮らせる  
豊かな社会を創造します

南城市玉城字當山8-1  
**TEL.852-6111**  
**FAX.852-6112**



## サービスの利用料

サービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割(一定以上の所得がある方は2割または3割)を利用者が負担し、残りの9割(一定以上の所得がある方は8割または7割)は介護保険から給付されます。

介護予防サービス、居宅サービスは要介護状態区分ごとに利用できる限度額が決められています。

要介護状態区分	支援限度額(1ヶ月)
要支援1	50,320
要支援2	105,310
要介護1	167,650
要介護2	197,050
要介護3	270,480
要介護4	309,380
要介護5	362,170

## 利用者負担の軽減

低所得の場合 (負担限度額認定)	介護保険施設サービス・短期入所サービスの利用者の食費と居住費が減額されます。利用には事前に申請が必要です。
低所得の場合 (社会福祉法人等による 利用者負担額軽減制度)	軽減を実施している社会福祉法人等が行う一部のサービスの利用者負担が軽減されます。利用には事前に申請が必要です。
自己負担が高額にな った場合 (高額介護サービス 費の払い戻し)	自己負担がある、ある一定額を超えたときは、後日その超えた分が払い戻されます。対象者には介護保険広域連合から通知があります。
医療も介護サービス も利用した方 (高額医療・高額介護 合算医療費制度)	世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、その基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。対象者(国民健康保険・長寿医療制度加入の方)には通知があります。

## こんなときは届出が必要です(65歳以上の方、介護保険の被保険者の方で、要介護認定の申請中、または認定を受けている方)

- 他市区町村から転入したとき
- 他市区町村へ転出するとき
- 死亡したとき
- 町内で住所が変わったとき  
上記のようなときには、社会福祉課窓口で手続きを行なってください。

広告

●有限会社パロス  
県指定通所介護事業所：4775700042

**デイサービス やえせ**  
**住居型有料老人ホーム**  
**ちぶみやえせ**

〒901-0406  
八重瀬町字屋宜原 167-1  
TEL 098-998-0813  
FAX 098-998-0814  
代表取締役 浦崎 則子

**シルバー・サポート**

♥デイサービス事業所 ぐしちゃん  
♥居宅介護支援事業所 ぐしちゃん  
♥住宅型有料老人ホーム  
コミュニケーションハウス

沖縄県八重瀬町字具志頭  
1241番地1  
TEL.098-996-0001  
FAX.098-996-0003



## 高齢者福祉

社会福祉課 ☎998-9598

### 在宅福祉サービス

#### ▶要援護者見守りネットワーク事業

見守りが必要な方(要援護者)に対し、近隣で見守りする協力員を設置すると共に、企業等(郵便局・新聞配達員等)の協力を得て、日常業務のなかで気になること(気づきの連絡)で安否を確認し、社会的孤独感の解消及び自立生活の助長を図ります。

#### ▶緊急通報システム事業

急病又は事故等の緊急時に迅速な救急等ができるよう緊急通報システムを整備し、高齢者等の日常生活上の安全の確保不安を解消することを目的とする事業です。

#### ▶軽度生活援助事業

日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、軽度生活援助サービスを行う生活援助員(ホームヘルパー)を派遣し、高齢者が健全で安全な生活を営むことができるよう援助することを目的とする事業です。

#### ▶福祉機器(用具)貸出事業

八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

在宅で日常生活において福祉機器(用具)等を必要とされる方に対し、無料で貸出を行っています。  
貸出機器:車椅子・介護ベッド・ポータブルトイレ(支給)  
貸出期間:3ヶ月(更新可)

原則として

- ①町内に居住している方
- ②障害および疾病等により用具を必要とする方
- ③介護保険の制度利用までに時間のかかる方が貸出の条件となります。

## 地域包括支援センター 社会福祉課 ☎998-9598

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心した生活ができるように「生活」や「介護」に関する相談、「保健」や「福祉」に関する相談、「虐待」「認知症」や「成年後見制度」に関する相談・支援を行っています。

介護状態から元の生活をとり戻せるように、総合事業(介護予防事業)の対象者【要支援1、要支援2、チェックリスト該当者】に対して、ケアプラン作成をします。

職員は、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士、作業療法士、理学療法士、ケアマネージャー等が対応します。以下の事業もあります。

- 認知症施策(認知症カフェ・認知症初期集中支援・サポーター養成講座)
- 自主運動サークル(スクエアステップ・DVD健康体操)支援
- 介護予防ボランティア活動支援

障害者福祉 社会福祉課 ☎998-9598

## 身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体に障害がある方が、各種の公的なサービスを受けるために必要となるものです。

身体障害者手帳には、障害の程度により1級から6級までの等級があります。等級は、法令により指定された医師の意見を参考にして沖縄県知事が決定し交付します。手帳の交付には申請が必要です。社会福祉課に申請書・診断書の用紙があります。

診断書は、病院で医師により記入していただきますが、診断書作成料は、自己負担となります。

詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

健康  
・  
福祉

認知症対応型共同生活介護  
**グループホームくしばる**  
八重瀬町字後原268-3  
**TEL.098-851-9037**

認知症対応型通所介護  
**デイホーム(共用型)**  
**くしばる**  
株式会社弘春会

広告

社会福祉法人 憲寿会  
**ときわ苑**  
ときわ東保育園 東風平259-1 ☎ 998-2546

■特別養護老人ホーム ■ショートステイ  
■指定居宅介護支援事業所 ■デイサービスセンター  
■訪問介護ステーション ■グループホーム

〒901-0414 沖縄県島尻郡八重瀬町宇当路378番地1  
**☎ 998-8899 FAX. 998-8099**  
ホームページ **ときわ苑** | 案内図

●かねぐすくアイサービスセンター・グループホーム 糸満市糸満871-1 ☎ 994-5377



## 療育手帳について

知的障害を持つ方が各種の援助や相談を受けやすくするため、沖縄県知事が「療育手帳」を交付しています。療育手帳は障害の程度により、A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請は社会福祉課で受け付けています。

また、18歳未満の場合は沖縄県中央児童相談所(☎098-886-2900)、18歳以上の場合は沖縄県知的障害者更生相談所(☎098-886-2115)で判定を受けていただくことが必要となります。

## 精神障害者保健福祉手帳について

精神の疾患により日常生活または社会生活に制約があると認められた方が申請することにより、1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳が沖縄県知事より交付され、それにより各種支援の利用ができます。

手帳の交付には、初診日より6ヶ月以上経過していることが条件となっており、申請されてから、約1~3ヶ月後に交付されます。

## 障害福祉サービスの種類

### 訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
給付介護	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

広告

**就労支援センター 笑来笑来**

就労継続支援 A型事業

【仕事内容】

- 野菜の加工
- 施設等の清掃
- バック詰め
- ダンボールアート制作
- その他

〒901-0513 沖縄県那覇市波名城 703  
☎・FAX 098-996-4445

MAP

331号線 ●南の駅やえせ  
ココ ●あわきなみ  
真志頭支店

合同会社 翁長

重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
介護給付	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行う
同行援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
行動援護	重度障害者等包括支援

\*表中の「○」は障害者、「△」は障害児であり、利用できるサービスマークを付している。

### 日中活動系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	
介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供する

\*表中の「○」は障害者、「△」は障害児であり、利用できるサービスマークを付している。

### 施設系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
給付介護	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

### 居住支援系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
訓練等給付	自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

\*表中の「○」は障害者、「△」は障害児であり、利用できるサービスマークを付している。





**健康  
・  
福  
祉**

### ▶訓練系・就労系サービス

支給する 給付の 種類	サービスの名称	内 容
▶訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練をおこなう
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練をおこなう
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上ために必要な訓練を行う
	就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

※表中の「●」は障害者、「■」は障害児であり、利用できるサービスマークを付している。

### ▶障害児通所系サービス

サービスの名称	内 容
児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に放課後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

### ▶自立支援医療制度(医療費の助成)

社会福祉課 ☎998-9598

「自立支援医療」とは、障害者等につきその心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療です。

自己負担は原則1割ですが、一定所得以下の世帯の方には、月額の自己負担額に上限が設けられます。

#### ▶自立支援医療(精神通院医療)の給付

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担されます。(現在、沖縄県においては、医療費の自己負担分についても全額公費で負担されます。)

#### ▶自立支援医療(更生医療)の給付

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方が、障害を除去したり、障害の程度を軽くするために必要な医療(角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工腎臓透析、免疫調節療法など)を指定医療機関で受ける場合に医療費の一部が公費で負担されます。

#### ▶自立支援医療(育成医療)の給付

身体に障害のある18歳未満の児童が、指定医療機関で障害を除去または軽減する治療(手術)を受けた際の医療費の一部を公費により負担します。

### ▶重度心身障害者(児)医療費助成事業

社会福祉課 ☎998-9598

重度の心身障害のある方が医療機関で受診した場合に、保険の適用範囲内で自分が医療機関の窓口で支払うべき医療費(自己負担分)を町が助成するものです。

#### ▶助成対象者

- 身体障害者手帳の1級または2級に該当する方
- 療育手帳のA1またはA2に該当する方

広 告

**株式会社 リリ**  
**こともぐらぶ**  
**キジムナー**

児童発達支援・放課後等デイサービス

リリの願い  
光輝輝く未来に向かって  
子供たちが、たくましく育つ、  
無いの場になれることを  
願っています。

八重瀬町小城 420-1 (2F)  
**☎098-996-5492**

利用方法や見学・体験について、お気軽にお問合せください。





## 地域生活支援事業

### 地域活動支援センター

地域で生活している障害者の方や家族の相談を受け、創作的活動または生産的活動の機会を提供することにより、仲間づくり、地域社会との交流の促進等を行います。

#### ●地域活動支援センター

「ザサンウインド」(地域生活支援事業)

●TEL:998-2442

●利用:月～金(土・日・祝祭日は定休日)

10時～17時

### 社会参加促進支援事業

八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

レクリエーション活動を通じて、障害者などが社会参加活動を行うための必要な支援を行う。また、障害者などの芸術文化活動を振興する。

### 手話奉仕員養成事業

八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

聴覚に障害のある人のコミュニケーションの円滑化と福祉の増進を目的として、町内在住・在勤・在学の方を対象に、手話奉仕員を養成する講座を開催しています。

### 移動支援事業・日中一時支援事業

社会福祉課 ☎998-9598

次のサービス利用を希望される方は社会福祉課へご相談ください。

#### ▶サービスの種類と内容

事業名	サービス内容
移動支援 (ガイドヘルプ)	身体障害者・知的障害・精神障害の方の移動に際しての支援
日中一時支援	介護者が社会的・私的的理由により一時的に障害者を介護できない場合に、施設等で見守り等を行うサービス

### 日常生活用具費の給付

社会福祉課 ☎998-9598

在宅の重度障害者(児)の日常生活の利便を図るために日常生活用具費を一部助成します。  
(一定以上の所得がある方は対象外となります)

### 意思疎通支援事業

社会福祉課 ☎998-9598

聴覚・言語・音声の障害の為、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳、要訳筆記者を派遣する制度です。

## その他・各種手当など

### 成年後見制度

社会福祉課 ☎998-9598

判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度として、成年後見制度があります。詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

成年後見制度の申立書等は、本人の所在地を所管する家庭裁判所からお取り寄せください。

### 特別障害者手当

社会福祉課 ☎998-9598

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者で20歳以上の方に支給されます。対象者の障害の範囲と程度がありますのでお問い合わせください。

手当額:月額27,200円(平成31年4月現在)

### 障害児福祉手当

社会福祉課 ☎998-9598

日常生活において常時の介護を必要とする在宅重度障害児(20歳未満)の方に支給されます。

対象児の障害の範囲と程度がありますのでお問い合わせください。

手当額:月額14,790円(平成31年4月現在)

### 自動車運転免許取得費用の助成

社会福祉課 ☎998-9598

対象:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者で就職等社会参

加に効果があると認められる場合

助成額:免許取得教習に要した費用2/3を助成しま

す。(限度額10万円)

※詳しくは、社会福祉課にお問い合わせください。

### 自動車改造費の助成

社会福祉課 ☎998-9598

対象:身体障害者手帳(2級以上)の上肢・下肢又

は、体幹機能障害者で、就労等に伴い自ら運

転する自動車を改造する場合

助成額:自動車の改造に直接要した費用(限度額10

万円)を助成します。



健康・福祉

## 障害基礎年金(国民年金) 住民環境課 ☎998-2443

国民年金加入中に気弱がで障害が残ったときや20歳前の事故や疾病等により、政令で定められている障害(国民年金の障害等級の1・2級)の状態であると認められる場合、申請により障害基礎年金が支給されます。詳しくは住民環境課までお問い合わせください。

## 様々な減免について 社会福祉課 ☎998-9598

- 有料道路通行料の割引  
身体障害者手帳・療育手帳を持っている方に對して有料高速道路の割引を行う制度です。申請は社会福祉課で受け付けています。
- NHK放送受信料の減免

全額免除	半額免除
●「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合に、全額免除となります。	●視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。
●重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主の場合に、半額免除となります。	

その他の免除対象者は社会福祉課へお問い合わせください。

## 生活保護 社会福祉課 ☎998-9598

生活費や医療費などに困っている方に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて援助する制度です。

生活を支えるためにその利用できる資産・能力および扶養義務者の扶養、その他あらゆるものを利用しても、なお生活ができないときに、はじめて生活保護の対象となります。

### ▶生活保護の種類

- 1.生活扶助
- 2.教育扶助
- 3.住宅扶助
- 4.医療扶助
- 5.介護扶助
- 6.出産扶助
- 7.生業扶助
- 8.葬祭扶助

## 生活福祉資金貸付制度 八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるよう必要な資金をお貸しします。

貸付の相談・申請受付は町社協が行ない、県社協の審査会で貸付の可否が決定されます。

(資金種類)

教育支援資金、福祉資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金、他

## たすけあい金庫貸付制度 八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

八重瀬町に居住する緊急要保護世帯に対し、生活の更生を図ることを目的に小口の貸付を行っています。

社協へ申込み、審査のうえ貸付の決定をします。

## 日常生活自立支援事業

八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

地域で安心して暮らすことのできるよう福祉サービスの利用手続きや書類などの預かりサービス、金銭管理のお手伝いをします。

利用できる方

- ①認知症の高齢の方
- ②知的障害のある方
- ③精神障害のある方
- ④日常生活に不安のある方

## 地域の悩み事は民生委員児童委員まで!



健康  
福祉

民生委員児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、全国で活動しています。八重瀬町でも各字・自治会に配置されており、住民の立場にたって、町の福祉(高齢・医療・障害・子育てなど)に関しての相談に応じ、悩み事が解決できるよう行政・関係機関等の「つなぎ役」として活動します。各字・自治会の民生委員児童委員へお気軽にご相談ください。(民生委員児童委員には守秘義務があります)

\*民生委員児童委員については、役場社会福祉課(☎998-9598)・社協(☎998-4000)へお問い合わせください。

## 情報発信

八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

社協では、広報紙及びホームページにて福祉情報を掲載しております。

	発行回数及び発行月	内容
やえせ 社協だより	年4回発行 (基本的には7月・9月・1月・3月)※発行月変動有	社協事業の周知や生活上の役立つ情報を掲載しています。
	発行回数及び発行月	内容
やえせ防災 だより等	年1回(3月末発行)	各字・自治会の防災の取り組みや緊急時の備えなどを掲載しています。
	更新回数	内容
社協ホームページ	随時 ホームページURL↓ <a href="http://yaeseshakyo.com/">http://yaeseshakyo.com/</a> QRコード↓ 	社協事業の周知や社協だより・防災だより・ふくし日和のPDFデータの掲載など。

